

—— 健康で文化的な最低限度の生活が営める最低賃金とは ——

講演会 「憲法25条と最低賃金」

講 師：伊藤博義氏（宮城教育大学名誉教授）

働いても最低限の生活すらままならない「ワーキング・プア」の増加が社会問題となっています。大企業は不況を口実に“派遣切り”などなりふり構わぬ乱暴な解雇を繰り返しています。

日本の現行「最低賃金制度」は、ヨーロッパ各国などの水準から見ると比較にならない低さであり、低賃金の下支えの役割を果たしています。こうしたことから昨年度は生活保護基準を下回るような最低賃金が社会問題化し、39年ぶりに最低賃金法が改正されました。しかし、憲法25条の生存権を保障するような水準には程遠く、貧困問題はまったく解消されていません。

私たちは、ナショナルミニマム（国民生活の最低保障）の基軸となる最低賃金の運動を前進させるため、今年もこのテーマでの講演会を企画しました。多くの皆様のご参加をお待ちいたします。

日 時 5月29日（金）18:30～20:30

会 場 仙台市シルバーセンター（6階第2研修室）

参加費 無 料



主催：全労連・全国一般 宮城一般労働組合

☎022(293)3267 FAX022(297)0753

E-mail: zzmrouso@theia.ocn.ne.jp

<http://www4.ocn.ne.jp/~rouso/>